

青森県報

号外第二十号

平成十八年
三月二十七日
(月曜日)

目次

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	……………	民生生活課	……………	三
青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例	……………	保健衛生課	……………	二〇
青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例	……………	同	……………	二
青森県部設置条例の一部を改正する条例	……………	人事課	……………	二四
青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	二五
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	三
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	六
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	……………	同	……………	元
職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	二九
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	三〇
青森県行政手続条例の一部を改正する条例	……………	(総務学事課)	……………	四九
青森県県税条例の一部を改正する条例	……………	(税務課)	……………	五〇
青森県浄化槽保守点検業者登録条例及び青森県証紙条例の一部を改正する条例	……………	(環境政策課)	……………	五二
青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例	……………	(健康福祉課)	……………	五三
青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	五五
青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	五五
青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を	……………	同	……………	五五

改正する条例	……………	(医療薬務課)	……………	一五
青森県病院事業条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一五
青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生予防に関する条例の一部を改正する条例	……………	(保健衛生課)	……………	一五
青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一五
青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	……………	(高齢福祉課)	……………	一六
青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(こども課)	……………	一六
青森県養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一六
青森県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	……………	(障害福祉課)	……………	一六
青森県視聴覚障害者情報提供施設条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一六
青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一六
青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一六
青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(資源工本課)	……………	一六
青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一六
青森県通訳案内業免許手数料等徴収条例の一部を改正する条例	……………	(観光推進課)	……………	一七〇
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	……………	(農村整備課)	……………	一七二
青森県青森港国直轄港湾工事負担金徴収条例の一部を改正する条例	……………	(港湾空港課)	……………	一七三
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一七三
青森空港条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一七四
青森県景観条例の一部を改正する条例	……………	(都市計画課)	……………	一七五
青森県都市公園条例の一部を改正する条例	……………	同	……………	一八二

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(同)	一八
青森県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	一七
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(公営企業局)	一六
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一九
青森県水族館条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	(県教育庁)	二〇
青森県立郷土館条例の一部を改正する条例	(県立学校課)	二〇
青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例	(教育庁文化財保護課)	二〇
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警察本部)	二〇
青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(企画政策課)	二〇
青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	二〇
青森県社会福祉研修所条例を廃止する条例	(健康福祉課)	二二
青森県母子福祉センター条例を廃止する条例	(健康福祉課)	二三
辺地における県有役員用雌牛の無償貸付け等に関する条例を廃止する条例	(政策課)	二四
青森県青年の家設置条例を廃止する条例	(子育て課)	二四
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(畜産課)	二四
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例	(教育庁)	二五
青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例	(生涯学習課)	二五
	(環境政策課)	二五
	(議会事務局)	二六
	(選挙管理委員会)	二七
	(事務局)	二七

条

例

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二号

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第一節 県民等の自主的な活動の促進（第九条）

第二節 児童等の安全の確保等（第十条 第十四条）

第三節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第十五条 第十九条）

第四節 防犯責任者の設置（第二十条）

第三章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第二十一条 第二十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。
- 二 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。
- 三 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、施設の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第七条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

(推進計画)

第八条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 安全・安心まちづくりの推進に関する目標

二 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向

三 その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第二章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第一節 県民等の自主的な活動の促進

第九条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。

第二節 児童等の安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第十条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)

及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の高等課程をいう。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童

福祉施設(以下「学校等」という。)における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第一項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十一条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

(児童等の安全に関する教育及び学習の振興)

第十二条 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第十三条 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(観光旅行者の安全の確保)

第十四条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

(犯罪の防止に配慮した住宅)

第十五条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 第十条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

(犯罪の防止に配慮した道路等)

第十六条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗)

第十七条 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後十時から翌日の午前五時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

(盗難の防止に配慮した自動車等の普及)

第十八条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(盗難の防止に配慮した自動販売機の普及)

第十九条 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第四節 防犯責任者の設置

第二十条 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

第三章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

(安全・安心まちづくり旬間)

第二十一条 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

2 安全・安心まちづくり旬間は、四月二十一日から同月三十日まで及び十月十一日から同月二十日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(啓発)

第二十二条 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第二十三条 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十四条 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項中「第七条第一項」とあるのは、「第七条」とする。

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三号

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、青森県動物愛護センター（以下「センター」という。）の使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料の納入)

第二条 センターの犬の運動の用に供する施設を使用する者は、一頭につき一時間までごとに二百円の使用料を納入しなければならない。

2 センターから犬又はねこを譲り受けようとする者は、犬一頭又はねこ一匹につき三千円の手数料を納入しなければならない。

(施行事項)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務及び動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号。以下「改正政令」という。）（附則第二条第二項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関する事務に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。）

一 法第十条第一項の規定による動物取扱業の登録に関する事務

二 法第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新に関する事務

三 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関する事務

四 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可に関する事務

五 法第三十五条第一項の規定による犬及びねこの引取りに関する事務

（手数料の納入）

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

（手数料の納入方法）

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

（手数料の不還付）

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（同条第五号に係る部分に限る。）、第四条の規定及び別表第五号の規定並びに次項の規定は平成十八年四月一日から、第一条第一号から第四号まで及び別表第一号から第四号までの規定は同年六月一日から施行する。

2 平成十八年四月一日から同年五月三十一日までの間における第一条第五号及び別表第五号の規定の適用については、これらの規定中「第三十五条

第一項」とあるのは、「第十八条第一項」とする。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手 数		区 分	金 額
	名 称	数		
一 法第十条第一項の規定による動物取扱業の登録を受けようとする者	動物取扱業登録申請手数料			一万五千元
二 法第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新を受けようとする者	動物取扱業登録更新申請手数料			一万五千元
三 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者	特定動物飼養等許可申請手数料			一万円
四 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けようとする者	特定動物飼養等変更許可申請手数料			一万円
五 法第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取りを求める者	犬・ねこ引取手数料	生後九十一日以上 の犬又はねこ		一頭又は一匹につき 千円
		生後九十一日未 満の犬又はねこ		十頭又は十匹まで ごとに 千円
六 改正政令附則第二条第二項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者	特定動物飼養等法施行前許可申請手数料			一万五千元

青森県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県部設置条例の一部を改正する条例

青森県部設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県部等設置条例

第一条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「の部」の下に「及び局（以下「部等」という。）」を加え、「文化観光部」を削り、「県土整

備部」を「県土整備部」に改める。

第一条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「部の事務分掌」を「部等の事務分掌」に改め、同条第一号(五)中「他部」を「他の部等」に改め、

同条第三号中(二)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 文化振興及び国際交流に関する事項

第二条第五号(一)中「及び工業」を「工業及び観光」に改め、同号(二)中「高圧ガス等の保安及びエネルギー」を「及び高圧ガス等の保安」に改め、

同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条に次の一号を加える。

八 エネルギー総合対策局

(一) エネルギーに関する事項

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県行政機関等設置条例

目次中 「第二章 行政機関（第二条 第十二条） 「第二章 地域県民局（第二条）
第三章 支所、派出所等（第十三条） 」 第三章 行政機関（第三条 第十四条） 」 に、 「（第十四条）」を「（第十五条 第十七

条）」に改める。

第一条中「知事の事務部局に属する」を削り、「第百五十六条第一項の規定に基づく」を「第百五十五条第一項及び第二項並びに第百五十六条第一項及び第二項の規定に基づき、地域県民局及び知事の事務部局に属する同条第一項の」に改める。

第十四条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

(事務分掌の特例)

第十五条 農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務の区域が二以上の農林水産事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する地域県民局又は農林水産事務所を指定することができる。

2 県土の整備に関する事務の区域が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県土整備事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所を指定することができる。

(支所等)

第十六条 知事は、地域県民局及びこの条例に規定する行政機関に、その所掌事務を分掌させるため、支所等を置くことができる。

第三章を削る。

第十二条第二項の表中弘前県土整備事務所の項及び八戸県土整備事務所の項を削り、「五所川原市、」の下に「つがる市、西津軽郡、」を加え、むつ県土整備事務所の項及び鯉ヶ沢県土整備事務所の項を削り、同条第三項を削り、第二章中同条を第十四条とする。

第十一条第一項の表中中南方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所の項を削り、「三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所」を「三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所」に、「下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所」を「下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所」に、「五所川原市」を「弘前市、黒石市、五所川原市」に、「西津軽郡」を「平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡」に改め、同条を第十三条とする。

第十条第二項の表及び第三項の表中中南方農林水産事務所の項、三戸地方農林水産事務所の項及び下北地方農林水産事務所の項を削り、同条第四項の表中中南方農林水産事務所の項、三戸地方農林水産事務所の項及び下北地方農林水産事務所の項を削り、「五所川原市」を「弘前市、黒石市、

五所川原市」に、「西津軽郡」を「平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡」に改め、同条第五項中「三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所」を削り、同条第六項の表三戸地方農林水産事務所の項及び下北地方農林水産事務所の項を削り、同条第七項を削り、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(動物愛護センター)

第六条 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務を分掌させるため、動物愛護センターを設置する。

2 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県動物愛護センター	青森市	県内全域

第三条第二項の表中中地方健康福祉こどもセンターの項、三戸地方健康福祉こどもセンターの項及び下北地方健康福祉こどもセンターの項を削り、

同条を第四条とする。

第一条第二項の表弘前県税事務所の項、八戸県税事務所の項及びむつ県税事務所の項を削り、同条第三項中「前項」を「前条第二項及び前項」に改め、同条を第三条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 地域県民局

(地域県民局)

第二条 次に掲げる事務を分掌させるため、地域県民局を設置する。

- 一 地域と協働して行う地域づくりに係る施策の企画、立案及び推進に関する事。
- 二 県税に関する事。
- 三 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事。
- 四 農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事。
- 五 県土の整備に関する事。

2 地域県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
中南地域県民局	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
三八地域県民局	八戸市	八戸市、三戸郡
下北地域県民局	むつ市	むつ市、下北郡

3 前項の規定にかかわらず、保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、次のとおりとする。

地域県民局名	所管区域
中南地域県民局	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三八地域県民局	八戸市、三戸郡、おいらせ町
下北地域県民局	むつ市、下北郡

4 前二項の規定にかかわらず、水産業に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、次のとおりとする。

地域県民局名	所 管 区 域
中南地域県民局	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
三八地域県民局	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

5 三八地域県民局及び下北地域県民局は、第一項に規定する事務のほか、家畜衛生及び漁港に関する事務を分掌する。

6 第二項から第四項までの規定にかかわらず、家畜衛生に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、次のとおりとする。

地域県民局名	所 管 区 域
三八地域県民局	八戸市、三戸郡
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町

7 第二項から第四項まで及び前項の規定にかかわらず、漁港に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、次のとおりとする。

地域県民局名	所 管 区 域
三八地域県民局	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

附則第六項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、健康福祉こどもセンターの長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務に係るものは、青森県動物愛護センターの長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

- 3 施行日前において、中南地方農林水産事務所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、家畜衛生に関する事務に係るものは、西北地方農林水産事務所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

- 4 前二項に規定するもののほか、施行日前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる地域県民局若しくは行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該地域県民局若しくは行政機関の長に対して行った申請その他の行為とみなす。

弘前県税事務所 中南地方健康福祉こどもセンター 中南地方農林水産事務所 弘前県土整備事務所	中南地域県民局
八戸県税事務所 三戸地方健康福祉こどもセンター 三戸地方農林水産事務所	三八地域県民局

八戸県土整備事務所	
むつ県税事務所	
下北地方健康福祉こどもセンター	
下北地方農林水産事務所	下北地域県民局
むつ県土整備事務所	
中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所	西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所
三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所	三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所
下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所	下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所
鯨ヶ沢県土整備事務所	五所川原県土整備事務所

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「会長等及び」を「法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び」に改める。

第六条第一項中「附属機関」を「法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関」に改める。

第二十四条を第二十六条とし、第九条から第二十三条までを二条ずつ繰り下げ、第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(青森県景観形成審議会の部会)

第十条 青森県景観形成審議会に、青森県景観条例(平成八年三月青森県条例第二号)第十一条第六項(同条例第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により大規模行為に関する知事の告知又は勧告に関し意見の答申をするため、大規模行為部会を置く。

2 大規模行為部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、七人以内とする。

3 大規模行為部会に部会長を置き、大規模行為部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 前項の部会長は、大規模行為部会の事務を掌理する。

5 第三項の部会長に事故があるときは、大規模行為部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 大規模行為部会の議決は、これをもつて青森県景観形成審議会の議決とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

第八条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成十三年七月青森県条例第五十号)第十一条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。

2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、三人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、一人とする。

3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。

5 第二項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 苦情等部会の議決は、これをもつて青森県男女共同参画審議会の議決とする。

別表第一青森県景観形成審議会の項を削り、同表青森県消費生活審議会の項中「二十人」を「十七人」に改め、同表青森県男女共同参画審議会の項中「（平成十三年七月青森県条例第五十号）」を削り、「属させられた事項」の下に「同条例第十一条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項」を加え、「二十人」を「十五人」に改め、同表中青森保健所運営協議会弘前保健所運営協議会八戸保健所運営協議会五所川原保健所運営協議会上十三保健所運営協議会むつ保健所運営協議会の項及び青森県立病院運営審議会の項を削り、青森県地方薬事審議会の項の次に次のように加える。

青森県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第九条の規定により、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関し、調査審議し、及び意見を具申し、並びに同法第十九条の九第二項（同法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定により指定の取消しについて意見を答申すること。	会長 委員	一 学識経験を有する者 二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	二十人以内	三年	委員の互選
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	-------

青森県障害者 介護給付費等 不服審査会	知事の諮問に応じ、障害者 自立支援法（平成十七年法律 第二百二十三号）第九十八条第 一項の規定により、同法第九 十七条第一項の審査請求の事 件を取り扱うこと。	障害者自 立支援法の 規定による。	障害者自立支援法 の規定による。	五人以内	障害者自 立支援法の 規定による。	障害者自 立支援法の 規定による。
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------	------	-------------------------	-------------------------

別表第一青森県水産振興審議会の項中「二十人」を「十八人」に改め、同表青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会の項中「十五人」を「十人」に改め、同表青森県屋外広告物審議会の項を次のように改める。

青森県景観形 成審議会	青森県景観条例の規定によ りその権限に属させられた事 項及び青森県屋外広告物条例 （昭和五十年十二月青森県条 例第四十五号）の規定により その権限に属させられた事項 その他屋外広告物の規制に関 する重要事項を調査審議する こと。	会長 副会長 委員	一 県議会の議員 二 屋外広告業者を 代表する者 三 学識経験を有す る者	十五人以内	二年	委員の互選
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	---------------------------------------------------	-------	----	-------

別表第一青森県精神保健福祉審議会の項を削る。

第二条 青森県附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十六条を第二十七条とし、第十条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(青森県青少年健全育成審議会の部会)

第十条 青森県青少年健全育成審議会に、青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書類等部会を置く。

2 図書類等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、十二人以内とする。

3 図書類等部会に部会長を置き、図書類等部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 前項の部会長は、図書類等部会の事務を掌理する。

5 第三項の部会長に事故があるときは、図書類等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 図書類等部会の議決は、これをもつて青森県青少年健全育成審議会の議決とする。

別表第一青森県青少年問題協議会の項を削り、同表青森県青少年健全育成審議会の項中「(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)」を削り、「事項」の下に「その他青少年の健全な育成に関する重要事項」を加え、

「二 青年団体を代表する者

三 婦人団体を代表する者

四 青少年育成団体を代表する者

五 学識経験を有する者

を 「二 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者

三 学識経験を有する者

に、「二十人」を「二十四人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第一青森県ふるさと森と川と海保全創造審議会の項の改正規定は同月十

五日から、第二条並びに附則第三項及び第五項の規定は同月十九日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第三十九号とし、第四十三号から第四十九号までを三号ずつ繰り上げ、第五十号を第四十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十七 障害者介護給付費等不服審査会委員

第一条中第五十一号を第四十九号とし、第五十二号から第六十八号までを二号ずつ繰り上げ、第六十九号を第六十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十七 景観形成審議会委員

第一条中第七十号を削り、第七十一号を第六十九号とし、第七十二号から第八十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十三号」を「第八十一号」に改める。

第十一条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第二景観形成審議会委員の項、県立病院運営審議会委員の項及び保健所運営協議会委員の項を削り、同表精神医療審査会委員の項の次に次のように加える。

障害者介護給付費等不服審査会委員	同
	九、八〇〇円

別表第二都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

別表第二屋外広告物審議会委員の項を削る。

3 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第八十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十一号」を「第八十号」に改める。

第十一条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十一号」に改める。

別表第二青少年問題協議会委員の項を削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、第四十号及び第四十一号を削り、

第四十二号を第三十九号とし、第四十三号から第四十九号までを三号ずつ繰り上げ、第五十号を第四十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十七 障害者介護給付費等不服審査会委員

第一条中第五十一号を第四十九号とし、第五十二号から第六十八号までを二号ずつ繰り上げ、第六十九号を第六十八号とし、同号の前に次の一号

を加える。

六十七 景観形成審議会委員

第一条中第七十号を削り、第七十一号を第六十九号とし、第七十二号から第八十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十三号」を「第八十一号」に改める。

第四条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第三中「景観形成審議会委員」及び「県立病院運営審議会委員」を削り、「精神医療審査会委員」を
保健所運営協議会委員「精神医療審査会委員」を
障害者介護給付費等不服審査会委員「

に、「開発審査会委員」「景観形成審議会委員」
を「屋外広告物審議会委員」「開発審査会委員」
に改める。

5 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第八十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十一号」を「第八十号」に改める。

第四条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十一号」に改める。

別表第三中「青少年問題協議会委員」を削る。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第八号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十条の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十条の二第二項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第八条第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平成十八年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

（職員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正）

第一条 職員 の 給 与 に 関 する 条 例 （昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条第五項から第十項までを次のように改める。

5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第九条の二の前の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第一項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合

合」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六
- 六 六級地 百分の三

第九条の二第三項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第九条の三中「前条第二項第一号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する」を削り、「職員には」の下に「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「同条」を「前条」に、「百分の十」を「百分の十五」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第九条の四を削り、第九条の五を第九条の四とする。

第十二条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十七条第一項中「調整手当、」を「地域手当、」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 地域手当

第十九条第二項中「十級」を「八級」に改め、同条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十九条の四第二項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改め、同項第一号中「調整手当」を「地域手当」に、「六月に支給する場合においては百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）、十二月に支給する場合においては百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）」を「百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）」に改め、同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十九条の五第三項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の九十五」に改め、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十九条の十一第一項中「第九条の五」を「第九条の四」に改め、同条第三項中「第九条の五」を削る。

第二十一条第二項、第三項及び第七項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十一条の三の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）」を「号給を調整」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	

再任職員以外の職員	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					

85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700						
86	240,100	296,400	345,300	386,800							
87	240,800	296,800	345,800	387,400							
88	241,500	297,200	346,300	388,000							
89	242,300	297,500	346,700	388,700							
90	242,800	297,900	347,200	389,300							
91	243,300	298,300	347,700	389,900							
92	243,800	298,700	348,200	390,500							
93	244,100	298,900	348,500	391,200							
94		299,300	349,000								
95		299,700	349,500								
96		300,100	350,000								
97		300,300	350,300								
98		300,700	350,800								
99		301,100	351,300								
100		301,500	351,800								
101		301,700	352,100								
102		302,100	352,500								
103		302,500	352,900								
104		302,900	353,300								
105		303,100	353,800								
106		303,500	354,200								
107		303,900	354,600								
108		304,300	355,000								
109		304,500	355,500								
110		304,900	355,900								
111		305,300	356,300								
112		305,700	356,700								
113		305,900	357,200								
114		306,300									
115		306,700									
116		307,100									
117		307,300									
118		307,600									
119		307,900									
120		308,200									
121		308,600									
122		308,900									
123		309,200									
124		309,500									
125		309,900									
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二（第三条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職 の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400

再任職員以外の職員	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700			
68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300			
69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000			
70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600			
71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200			
72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800			
73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500			
74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100			
75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700			
76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300			
77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000			
78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800				
79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400				
80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000				
81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600				
82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200				
83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800				
84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400				

85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000
86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700	
87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300	
88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900	
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500	
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100	
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700	
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300	
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900	
94	303,500	327,700	356,000	391,100		
95	304,800	329,100	357,500	391,700		
96	306,100	330,500	359,000	392,300		
97	307,200	332,000	360,400	392,800		
98	308,400	333,400	361,600	393,400		
99	309,600	334,800	362,800	394,000		
100	310,800	336,200	364,000	394,600		
101	312,000	337,700	365,300	395,100		
102	313,100	339,000	366,500	395,700		
103	314,200	340,300	367,700	396,300		
104	315,300	341,600	368,900	396,900		
105	316,300	342,800	370,200	397,400		
106	317,000	343,900	370,800	397,900		
107	317,700	345,000	371,400	398,400		
108	318,400	346,100	372,000	398,900		
109	319,100	347,300	372,700	399,300		
110	319,800	348,300	373,300	399,800		
111	320,500	349,300	373,900	400,300		
112	321,200	350,300	374,500	400,800		
113	322,000	351,400	375,000	401,200		
114	322,800	352,400	375,600	401,700		
115	323,600	353,400	376,200	402,200		
116	324,400	354,400	376,800	402,700		
117	325,000	355,500	377,300	403,100		
118	325,800	356,100	377,900	403,600		
119	326,600	356,700	378,500	404,100		
120	327,400	357,300	379,100	404,600		
121	328,100	357,800	379,500	405,000		
122	328,600	358,300	380,100	405,500		
123	329,100	358,800	380,700	406,000		
124	329,600	359,300	381,300	406,500		
125	329,900	359,800	381,800	406,900		
126		360,300	382,300			
127		360,800	382,800			
128		361,300	383,300			
129		361,800	383,600			
130		362,300	384,100			

	131		362,800	384,600						
	132		363,300	385,100						
	133		363,800	385,400						
	134		364,300	385,900						
	135		364,800	386,400						
	136		365,300	386,900						
	137		365,600	387,200						
	138		366,100	387,700						
	139		366,600	388,200						
	140		367,100	388,700						
	141		367,400	389,000						
	142		367,900							
	143		368,400							
	144		368,900							
	145		369,200							
再任用職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

別表第三（第三条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,900	213,700	258,300	313,600	356,300
	2	163,200	215,800	260,100	316,100	358,800
	3	165,500	217,900	261,900	318,600	361,300
	4	167,800	220,000	263,700	321,100	363,800
	5	170,200	222,000	265,300	323,600	366,300
	6	172,600	224,100	267,300	326,100	369,500
	7	175,000	226,200	269,300	328,600	372,700
	8	177,400	228,300	271,300	331,100	375,900
	9	179,600	230,500	273,400	333,600	378,900
	10	182,000	232,400	276,200	336,100	382,000
	11	184,400	234,300	279,000	338,600	385,100
	12	186,800	236,200	281,800	341,100	388,200
	13	189,300	238,100	284,700	343,600	391,200
	14	191,900	240,000	287,600	346,100	394,000
	15	194,500	241,900	290,500	348,600	396,800
	16	197,100	243,800	293,400	351,100	399,600
	17	199,500	245,700	296,200	353,600	402,500
	18	202,200	247,600	298,900	356,100	404,600
	19	204,900	249,500	301,600	358,600	406,700
	20	207,600	251,400	304,300	361,100	408,800
	21	210,100	253,100	306,900	363,600	410,700
	22	211,700	254,800	308,800	366,000	412,700
	23	213,300	256,500	310,700	368,400	414,700
	24	214,900	258,200	312,600	370,800	416,700
	25	216,400	260,000	314,400	373,300	418,500
	26	217,900	261,900	316,300	375,700	420,300
	27	219,400	263,800	318,200	378,100	422,100
	28	220,900	265,700	320,100	380,500	423,900
	29	222,500	267,600	321,800	382,700	425,500
	30	223,600	269,400	323,600	384,900	427,200
	31	224,700	271,200	325,400	387,100	428,900
	32	225,800	273,000	327,200	389,300	430,600
	33	227,000	274,800	328,800	391,400	432,200
	34	227,900	276,600	330,400	393,200	433,500
	35	228,800	278,400	332,000	395,000	434,800
	36	229,700	280,200	333,600	396,800	436,100
	37	230,600	281,800	335,300	398,700	437,500
	38	231,500	283,300	336,900	400,200	438,500

再任職
員以外の
職員

39	232,400	284,800	338,500	401,700	439,500
40	233,300	286,300	340,100	403,200	440,500
41	234,300	287,800	341,600	404,500	441,400
42	235,200	289,200	343,100	405,900	442,200
43	236,100	290,600	344,600	407,300	443,000
44	237,000	292,000	346,100	408,700	443,800
45	237,900	293,500	347,700	410,200	444,500
46	238,900	294,900	349,100	411,600	445,200
47	239,900	296,300	350,500	413,000	445,900
48	240,900	297,700	351,900	414,400	446,600
49	241,700	299,200	353,200	415,800	447,300
50	242,500	300,300	354,700	416,700	448,000
51	243,300	301,400	356,200	417,600	448,700
52	244,100	302,500	357,700	418,500	449,400
53	244,900	303,700	359,100	419,200	450,100
54	245,700	304,800	360,500	419,800	450,800
55	246,500	305,900	361,900	420,400	451,500
56	247,300	307,000	363,300	421,000	452,200
57	248,100	308,200	364,500	421,600	452,900
58	248,900	309,300	365,800	422,200	453,600
59	249,700	310,400	367,100	422,800	454,300
60	250,500	311,500	368,400	423,400	455,000
61	251,300	312,400	369,600	424,000	455,600
62	252,100	313,200	370,200	424,600	456,300
63	252,900	314,000	370,800	425,200	457,000
64	253,700	314,800	371,400	425,800	457,700
65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200
66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900
67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600
68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300
69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800
70			374,400	429,500	461,500
71			374,900	430,100	462,200
72			375,400	430,700	462,900
73			376,000	431,400	463,400
74			376,500	432,000	
75			377,000	432,600	
76			377,500	433,200	
77			378,100	433,900	
78			378,600	434,600	
79			379,100	435,300	
80			379,600	436,000	
81			380,200	436,500	
82			380,700	437,200	
83			381,200	437,900	
84			381,700	438,600	

	85			382,300	439,100	
	86			382,800	439,800	
	87			383,300	440,500	
	88			383,800	441,200	
	89			384,400	441,700	
	90			384,900		
	91			385,400		
	92			385,900		
	93			386,500		
	94			387,000		
	95			387,500		
	96			388,000		
	97			388,600		
	98			389,100		
	99			389,600		
	100			390,100		
	101			390,700		
再任用職員		219,600	249,800	284,200	326,400	356,300

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第三条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職 の 務 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	

再任職以外の職員	39	217,700	280,600	408,900
	40	219,500	283,300	410,500
	41	221,400	285,900	412,200
	42	223,200	288,600	413,800
	43	225,000	291,300	415,400
	44	226,800	294,000	417,000
	45	228,700	296,500	418,700
	46	230,500	299,200	420,300
	47	232,300	301,900	421,900
	48	234,100	304,600	423,500
	49	235,800	307,100	425,200
	50	237,600	309,600	426,800
	51	239,400	312,100	428,400
	52	241,200	314,600	430,000
	53	242,900	317,000	431,700
	54	244,700	319,200	433,300
	55	246,500	321,400	434,900
	56	248,300	323,600	436,500
	57	250,000	325,900	438,200
	58	251,700	328,100	439,800
	59	253,400	330,300	441,400
	60	255,100	332,500	443,000
	61	256,800	334,700	444,700
	62	258,500	336,900	446,300
	63	260,200	339,100	447,900
	64	261,900	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
73	276,000	360,400	463,900	
74	277,400	362,400	464,900	
75	278,800	364,400	465,900	
76	280,200	366,400	466,900	
77	281,600	368,400	467,700	
78	282,800	370,100		
79	284,000	371,800		
80	285,200	373,500		
81	286,500	375,200		
82	287,700	376,700		
83	288,900	378,200		
84	290,100	379,700		

85	291,400	381,200
86	292,600	382,700
87	293,800	384,200
88	295,000	385,700
89	296,200	387,200
90	297,400	388,600
91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800

	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	
	39	216,900	247,800	375,400	
	40	218,600	250,700	377,000	
	41	220,400	253,600	378,700	

再任職員以外の職員	42	222,200	256,300	380,300
	43	224,000	259,000	381,900
	44	225,800	261,700	383,500
	45	227,700	264,400	385,100
	46	229,500	267,100	386,700
	47	231,300	269,800	388,300
	48	233,100	272,500	389,900
	49	234,900	275,200	391,400
	50	236,700	277,900	392,900
	51	238,500	280,600	394,400
	52	240,300	283,300	395,900
	53	241,900	285,900	397,500
	54	243,700	288,600	398,900
	55	245,500	291,300	400,300
	56	247,300	294,000	401,700
	57	249,000	296,500	403,200
	58	250,600	299,200	404,600
	59	252,200	301,900	406,000
	60	253,800	304,600	407,400
	61	255,500	307,100	408,700
	62	257,100	309,600	410,100
	63	258,700	312,100	411,500
	64	260,300	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000	
85	289,000	357,900	432,700	
86	290,000	359,600	433,400	
87	291,000	361,300	434,100	

88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	
129		405,100	
130		405,800	
131		406,500	
132		407,200	
133		407,700	

	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の 区分	職 の 号 給	務級		1 級	2 級	3 級	4 級
		給	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
				円	円	円	円
	1			202,200	263,500	317,000	409,100
	2			204,400	266,600	320,500	411,600
	3			206,600	269,700	324,000	414,100
	4			208,800	272,800	327,500	416,600
	5			210,900	275,900	331,100	419,200
	6			213,100	278,800	334,600	421,700
	7			215,300	281,700	338,100	424,200
	8			217,500	284,600	341,600	426,700
	9			219,800	287,600	345,200	429,000
	10			222,200	290,600	348,500	431,500
	11			224,600	293,600	351,800	434,000
	12			227,000	296,600	355,100	436,500
	13			229,300	299,600	358,400	438,800
	14			231,700	302,400	361,000	441,200
	15			234,100	305,200	363,600	443,600
	16			236,500	308,000	366,200	446,000
	17			238,700	310,700	368,900	448,500
	18			241,800	313,500	371,200	450,900
	19			244,900	316,300	373,500	453,300
	20			248,000	319,100	375,800	455,700
	21			251,100	321,700	378,000	458,200
	22			254,200	324,500	380,100	460,600
	23			257,300	327,300	382,200	463,000
	24			260,400	330,100	384,300	465,400
	25			263,400	332,700	386,300	467,900
	26			266,500	335,200	388,200	470,300
	27			269,600	337,700	390,100	472,700
	28			272,700	340,200	392,000	475,100
	29			275,800	342,600	394,000	477,500
	30			278,600	344,800	395,800	479,900
	31			281,400	347,000	397,600	482,300
	32			284,200	349,200	399,400	484,700
	33			287,100	351,500	401,300	487,100
	34			290,100	353,800	403,100	489,400
	35			293,100	356,100	404,900	491,700
	36			296,100	358,400	406,700	494,000
	37			299,100	360,500	408,300	496,300
	38			301,500	362,600	410,000	498,300
	39			303,900	364,700	411,700	500,300
	40			306,300	366,800	413,400	502,300
	41			308,600	368,800	415,100	504,400

再任職員以外の職員

42	310,000	370,700	416,800	506,300
43	311,400	372,600	418,500	508,200
44	312,800	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	
86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	

	88	358,900	427,500	466,200	
	89	359,700	428,000	466,700	
	90	360,300	428,600		
	91	360,900	429,200		
	92	361,500	429,800		
	93	362,100	430,200		
	94	362,600	430,700		
	95	363,100	431,200		
	96	363,600	431,700		
	97	364,200	432,300		
	98	364,700	432,800		
	99	365,200	433,300		
	100	365,700	433,800		
	101	366,300	434,400		
	102	366,800	434,900		
	103	367,300	435,400		
	104	367,800	435,900		
	105	368,400	436,500		
	106	368,900			
	107	369,400			
	108	369,900			
	109	370,500			
	110	371,000			
	111	371,500			
	112	372,000			
	113	372,600			
	114	373,100			
	115	373,600			
	116	374,100			
	117	374,600			
	118	375,100			
	119	375,600			
	120	376,100			
	121	376,600			
	122	377,100			
	123	377,600			
	124	378,100			
	125	378,600			
	126	379,100			
	127	379,600			
	128	380,100			
	129	380,600			
再任用職員		287,200	299,500	322,500	409,100

備考 この表は、大学に勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。